（※）文中の　　　は、申請者の実情等に応じて適宜改変すべきもの。

|  |
| --- |
| 手続実施結果報告書（注[[1]](#footnote-1)） |
|  |

申請者宛ての報告であることに注意

令和　　年　　月　　日

|  |
| --- |
| Ａ観光バス株式会社 |
| 取締役会御中（注[[2]](#footnote-2)）確認作業を行った公認会計士の氏名を記載 |

|  |  |
| --- | --- |
| 確認者の名称 | 印 |

**手続実施結果報告書の目的並びに配布及び利用制限**

本報告書は、A観光バス株式会社（以下「会社」という。）の作成した令和○○年の一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請書（以下「申請書」という。）における、許可申請のために必要な　　○○年○○月○○日から　　○○年○○月○○日までの事業年度に関連する事項に関して、「道路運送法第６条」及び「同法施行規則第６条」の規定に基づき、申請書に記載された次の記載内容のみを対象として実施された手続及び手続実施結果を報告する目的で作成されている。したがって、本報告書は他の目的に適さない可能性がある。本報告書は会社と規制当局のみを利用者として想定しており、会社と規制当局以外に配布及び利用されるべきものではない。

1. 安全投資実績及び事業収支実績報告書
2. 安全投資実績に添付された別紙４及び別紙５
3. 事業収支実績報告書に添付された貸借対照表及び損益計算書

なお、上記の記載内容は、「道路運送法第６条」及び「同法施行規則第６条」の規定により一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請を行うために、申請書様式上の記載に基づいて会社によって作成され、申請書に記載されたものである。

当該手続業務は、監査又はレビュー等の保証業務ではない。したがって、私は意見又は保証の結論を表明するものではない（注[[3]](#footnote-3)）

**実施した手続の範囲及び内容**（注[[4]](#footnote-4)）

私は、申請書に記載されている一般貸切旅客自動車運送事業に係る安全投資実績（別紙４及び別紙５を含む）、事業収支実績報告書並びに貸借対照表及び損益計算書の記載内容について以下の手続を実施した。

（安全投資実績）

1. 別紙４の事業用自動車一覧表に記載された修繕費について、各年度の金額を整備事業者等から受領した請求書又は領収書等と突合した。
2. 別紙５のその他の安全確保のための投資に必要な事項に記載されたドライブレコーダーの導入費及びデジタルタコグラフの導入費について、各年度の金額を整備事業者等から受領した請求書又は領収書等と突合した。

（事業収支実績報告書）

1. 事業収支実績報告書の給与について、各年度の金額を賃金台帳等と突合した。
2. 事業収支実績報告書の法定福利費について、各年度の金額を領収済通知書等と突合した。
3. 事業収支実績報告書の厚生福利費のうち健康診断に係る費用について、各年度の金額を健康診断の受診費用の請求書又は領収書等と突合した。

（貸借対照表及び損益計算書）

1. 貸借対照表及び損益計算書について、最終年度の確定決算に係る税務申告書に添付された貸借対照表及び損益計算書と突合した。

（突合した書類）

上記1．～5．について、突合した書類は以下のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| 1． | （例）固定資産台帳、整備会社が発行する領収書 |
| 2． | （例）固定資産台帳、整備会社が発行する領収書 |
| 3． | （例）総勘定元帳、賃金台帳 |
| 4． | （例）総勘定元帳、賃金台帳 |
| 5． | （例）医療機関が発行する領収書 |

**手続の実施結果**（注[[5]](#footnote-5)）
（貸借対照表及び損益計算書）

1. 上記手続６．について、貸借対照表及び損益計算書と確定決算に係る税務申告に添付された貸借対照表及び損益計算書と一致していることが確認された。

（安全投資実績）

1. 上記手続１．について、別紙４の事業用自動車一覧表に記載された修繕費の金額は、請求書又は領収書等に記載された支払額と合致した。
2. 上記手続２．について、別紙５のその他の安全確保のための投資に必要な事項に記載されたドライブレコーダーの導入費及びデジタルタコグラフの導入費の金額は、整備事業者等から受領した請求書又は領収書等の金額と合致した。

（事業収支実績報告書）

4. 上記手続３．について、事業収支実績報告書の給与の金額は、賃金台帳等の金額と一致した。

5.　上記手続４．について、事業収支実績報告書の法定福利費の金額は、領収済通知書等の金額と合致した。

6.　上記手続５．について、事業収支実績報告書の厚生福利費のうち健康診断に係る費用の金額は、健康診断の受診費用の請求書又は領収書等の金額と合致した。

1. （注）公認会計士又は監査法人（公認会計士等）は、日本公認会計士協会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」に準拠して本業務を実施することができる。この場合、「業務依頼者以外の実施結果の利用者」に関しては、同実務指針A10項及びA11項を参照する。また、表題を「合意された手続実施結果報告書」とする他、本文例の実施者の肩書、見出し、業務依頼者及び業務実施者の責任、職業倫理及び品質管理等について、同実務指針の文例を参照して、適宜改変することができる。 [↑](#footnote-ref-1)
2. （注） または、「代表取締役　　ｘｘｘｘｘ　殿」とする。 [↑](#footnote-ref-2)
3. （注）公認会計士等が業務を行う場合には、〔日本公認会計士協会専門業務実務指針4400〕を参考として、例えば、次のような表現を追加することができる。

*「なお、手続を追加して実施した場合、又は手続の範囲を拡大した場合には、報告すべき事項が新たに発見される可能性がある。」* [↑](#footnote-ref-3)
4. （注 ）各手続において示されている書類は例示に過ぎず、必ずしもこれらの名称の書類を使用することを求めるものではない。許可申請を行う事業者の作成・保存している記録の実情の応じた書類を使用することができる。

なお、原則として、総勘定元帳等の会社が作成する帳簿と突合すれば足りる。会社が作成する帳簿により確認できないものについては、上記1．～5．のとおり、各種領収書等と突合することとする。 [↑](#footnote-ref-4)
5. （注 ）会社が記載する台帳と突合した場合においては、そこに記載された額と合致したことを確認する。 [↑](#footnote-ref-5)